

仙北市 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「仙北市 地方創生・近未来特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 削除

(2) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(平成28年4月1日から規制の特例措置が全国展開)

仙北市内において、以下の事業者が農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、高機能農作物の生産・加工等を行う。

① 株式会社メディカルファーム仙北（秋田県仙北市）〔営農作物：ハーブ〕
【平成27年9月を目途に設立】

② 有限会社グランビア（東京都及び秋田県仙北市）〔営農作物：米、養豚〕
【平成28年2月より実施】

(3) 名称：国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業

内容：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例

(平成28年4月1日から規制の特例措置が全国展開)

公益社団法人秋田県シルバー人材センター連合会（秋田県秋田市）が、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例を活用し、高年齢退職者の就業の促進を図るための労働者派遣事業を行う。【直ちに実施】

(4) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

(令和4年3月10日から規制の特例措置が全国展開)

FPV Robotics 株式会社が開催する競技会について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。【平成28年7月に実施】

(5) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(令和3年6月9日から規制の特例措置が全国展開)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、秋田県が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、仙北市においては、1月から2週間に短縮する。

【平成28年7月より実施】

（6）名称：国家戦略特別区域旅行業務取扱管理者確保事業

内容：旅行業法施行規則の特例

（令和5年5月12日から規則の特例措置が全国展開）

農家民宿を営む事業者等による、地域固有の資源を活かした「着地型旅行商品」の企画・提供を促進するため、仙北市において、地域の実情に即した旅行業務取扱管理者試験を実施する。【平成29年9月を目途に実施】

（7）名称：国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業

内容：会社の設立登記申請等に係る英語での手続の支援に関する特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

海外企業の国内進出を促進するため、会社設立に必要な商業登記・定款認証に係る申請手続が英語で完結するよう、仙北市内全域において、英語による入力・選択のみで申請書及びこれに添付する定款等の作成を可能とする法務省のツールを活用して申請手続を自治体が支援する。【令和7年度を目途に実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、多様な担い手が農業・林業に参入し、効率的・先進的な生産に取り組むとともに、素材を活用した6次産業化の推進を通じ、仙北市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

（1）名称：地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業

内容：地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者要件の特例

（令和3年12月23日から規制の特例措置が全国展開）

地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行業法に規定された旅行業務取扱管理者の職務を果たさなければならなくなったときに、速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための電話による連絡体制を構築することで、他業種との兼任を認める。【平成30年度より実施】

i) 実施主体：仙北市農山村体験推進協議会

- ii) 開始の日：国家戦略特別区域計画の認定を受けた日
- iii) 区域の範囲：秋田県仙北市の全域

5 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：近未来技術の実証実験を促進するための「仙北市近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術であるA I・I o T、自動運転、無人航空機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、仙北市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「仙北市近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【令和2年度中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）及び仙北市
- ii) 設置場所：仙北市役所（秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30 番地）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
 - ・関係機関との調整、関係機関への情報提供
 - ・実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
 - ・実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
 - ・国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
 - ・その他、実証実験の実施に必要な支援

(2) 事項：外国人材を雇用しようとする事業主を支援するための「仙北市外国人雇用相談センター」の設置

内容：雇用条件等の明確化等を通じ、スタートアップ等の事業推進に必要な外国人材の雇用を推進するため、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「仙北市外国人雇用相談センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【令和6年度中に設置予定】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省）及び仙北市
- ii) 設置場所：仙北市役所「仙北市グローバル雇用・創業ワンストップセンター」内
- iii) 実施体制：施設長、相談担当、受付スタッフを配置する。
 - ・施設長は、仙北市企画政策課長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「仙北市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁と行う。また、施設長

は、その運営に関する責任を負う。

- ・相談担当は、仙北市が担い、本事業全体に係る業務の総合窓口として連絡調整を行い、必要に応じて知見等を持つ事業者委託する。
- ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。なお、相談担当が兼務する場合もある。

iv) 事業内容：実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・弁護士、行政書士等による各種相談
- ・セミナー等の開催による情報提供
- ・在留許可・不許可に関する事例分析

v) その他：予約優先。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前10時から午後5時までとする。英語対応は事前予約制。

(3) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「仙北市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「仙北市開業ワンストップセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和6年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び仙北市

ii) 設置場所：仙北市役所「仙北市グローバル雇用・創業ワンストップセンター」内

iii) 実施体制：施設長、相談担当、受付スタッフを配置する。

- ・施設長は、仙北市企画政策課長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「仙北市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁と行う。また、施設長は、その運営に関する責任を負う。
- ・相談担当は、仙北市が担い、本事業全体に係る業務の総合窓口として連絡調整を行い、必要に応じて知見等を持つ事業者委託する。
- ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。なお、相談担当が兼務する場合もある。

iv) 事業内容：実施する主な事業は、以下のとおり。なお、要望に応じ英語対応を実施する。

- ・相談担当による申請書等の作成支援
- ・受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ・セミナー等の開催による情報提供 等

v) その他：予約優先。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～

1月3日) 及び施設の保守等に要する日を除く、午前10時から午後5時までとする。英語対応は事前予約制。